平成２８年（フ）第２８８号
和歌山県有田郡広川町大字広63番地１　ラピタⅠ　201、前住所和歌山県有田市宮原町道664番地ファミリー秋　103号
債務者　杉田やよい（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９７号
和歌山市中之島2004番地　たちばな荘１階、住民票上の住所和歌山市中之島2004番地
債務者　濵田　正安
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０７号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸692番地６、前住所和歌山県紀の川市貴志川町国主271番地37
債務者　高井　幸治
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５９号
島根県大田市大田町大田ハ108番地１
債務者　和田　　正
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４６４号
北九州市若松区修多羅２丁目11番34号
債務者　安高　恂子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５６２号
北九州市小倉北区上富野２丁目２番10―204号
債務者　馬渡紀代美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５７８号
北九州市小倉北区白銀１丁目３番５―1002号
債務者　石井　功一
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８２号
北九州市門司区葛葉１丁目９番19号
債務者　西原　昇一
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９５号
北九州市小倉南区志井１丁目12番８号（Ａ―２号室）
債務者　竹内　理絵
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８９号
福岡県京都郡苅田町富久町２丁目３番地７（龍宝グリーンハイツ43号）
債務者　坂本　織圭（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
大分県中津市大字下宮永613番地２　平成コーポＢ　101号
債務者　清水　　学
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月15日午前10時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１２７号
大阪市淀川区東三国２丁目９番１―304号
債務者　伊藤　裕司
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８５号
大阪市城東区野江１丁目２番15号　メゾンさやか106
債務者　大塚　泰助
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４１８号
東京都北区桐ケ丘１丁目17―40―407
債務者　大槻　和子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４８８号
東京都荒川区荒川３丁目40―１―302
債務者　二宮　隆夫
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４９９号
東京都葛飾区奥戸２丁目43―１―202
債務者　梶谷　臣子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部